

令和3年度からの指定管理者候補者

No.2

施 設 名		美唄市茶志内福祉会館
施設所管課		保健福祉部地域福祉課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		令和3年4月1日～令和8年3月31日 （5年間）
指定管理者候補者		茶志内3区連合会 美唄市茶志内町3区
1 公募によらない選定方法の理由 地域福祉会館は、市民の地域における福祉の向上及び社会教育の増進に寄与するために設置され、希薄化した地域コミュニティの活性化を促進することを目的としている。 その管理については、地域の実情を知り、調整機能をもつ茶志内3区連合会を指定管理者とすることによって、地域力の効果的活用につながるものと判断し、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 会館設置の経過や使用状況、地域における利用調整などの観点から、地域連合会が適切であり、現在、使用状況は利用者の減少傾向もあるが、地域ごとの利用者ニーズを把握し運営に生かすこととしているほか、地域福祉会館運営委員会等会議において、市との連携を図る体制も整備されており、今後も適正な運営が実施されると期待できる。 継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		